

[事案 2021-139] 損害賠償請求

・令和4年4月20日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、既払込保険料相当額と慰謝料の損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

被保険者が大腸ポリープの手術を受けたため、令和2年10月に契約した終身医療保険にもとづき給付金を請求したところ、本契約には結腸および直腸について3年間不担保とする特別条件が付されていたことから、給付金が支払われなかった。しかし、募集人から、加入して3か月経過すれば、手術を受けても給付金が出ると説明を受けて加入し、特別条件については契約時に説明がなかったことから、既払込保険料相当額と慰謝料の損害賠償を求める。

<保険会社の主張>

申立人および被保険者は、特別条件が記載された承諾書に署名して承諾しており、その際、募集人は特別条件について説明していることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。